

名寄税務署 新規事業採択時評価資料

令和4年8月
大臣官房官庁営繕部

1. 事業概要 ~計画概要、位置~

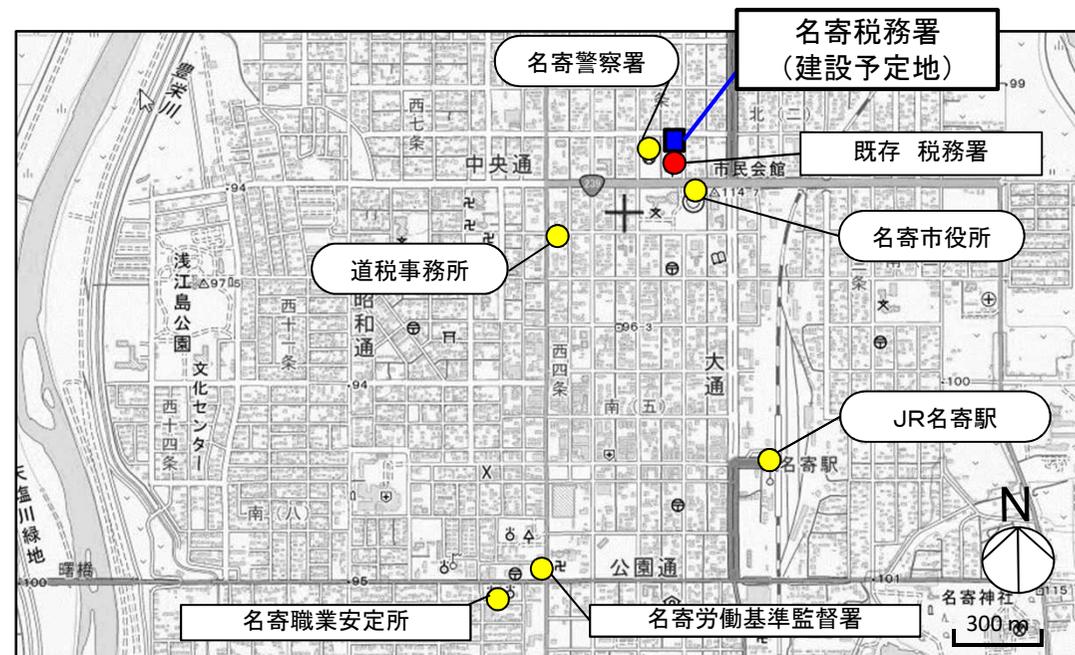
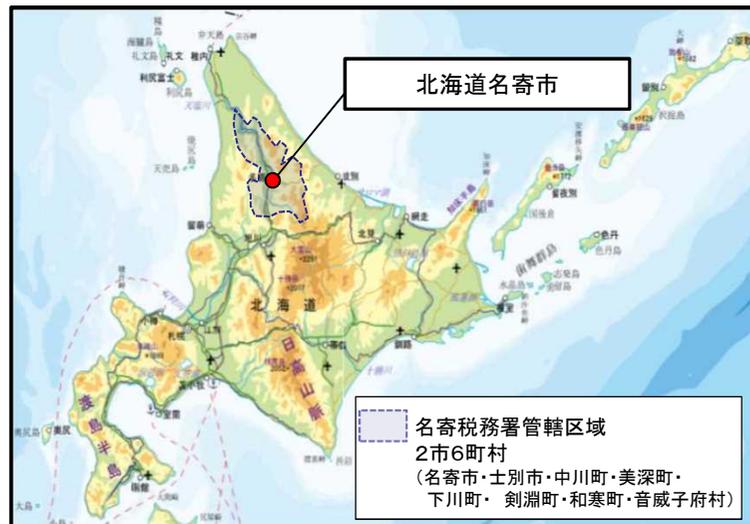
(1) 計画概要

名寄税務署は、昭和35年建築であり、築後62年経過し、構造体、内外装や設備機器の老朽化が著しく、事務室等への漏水や冬期間に室温管理ができない等、業務に支障が生じている状況である。

また、業務の多様化や業務量の増大による狭あいが生じており、その対策として、同敷地内に小規模の建物を複数建築し対応してきたため庁舎機能が分散していることに加え、バリアフリーの一部不適合など施設の不備を抱えており、利用者に不便を強いる状況となっている。

このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、名寄税務署を整備するものである。

(2) 位置



1. 事業概要 ～現庁舎の概要～

(3) 現庁舎の概要

建設：昭和35年(築62年)
 敷地：北海道名寄市西1条北1丁目11番地
 建物：鉄筋コンクリート造 地上2階建て外
 延べ面積 898 m²



①庁舎南東面



②庁舎北西面



引用元：国土地理院 航空写真

1. 事業概要 ~新庁舎の概要~

(4) 新庁舎の概要

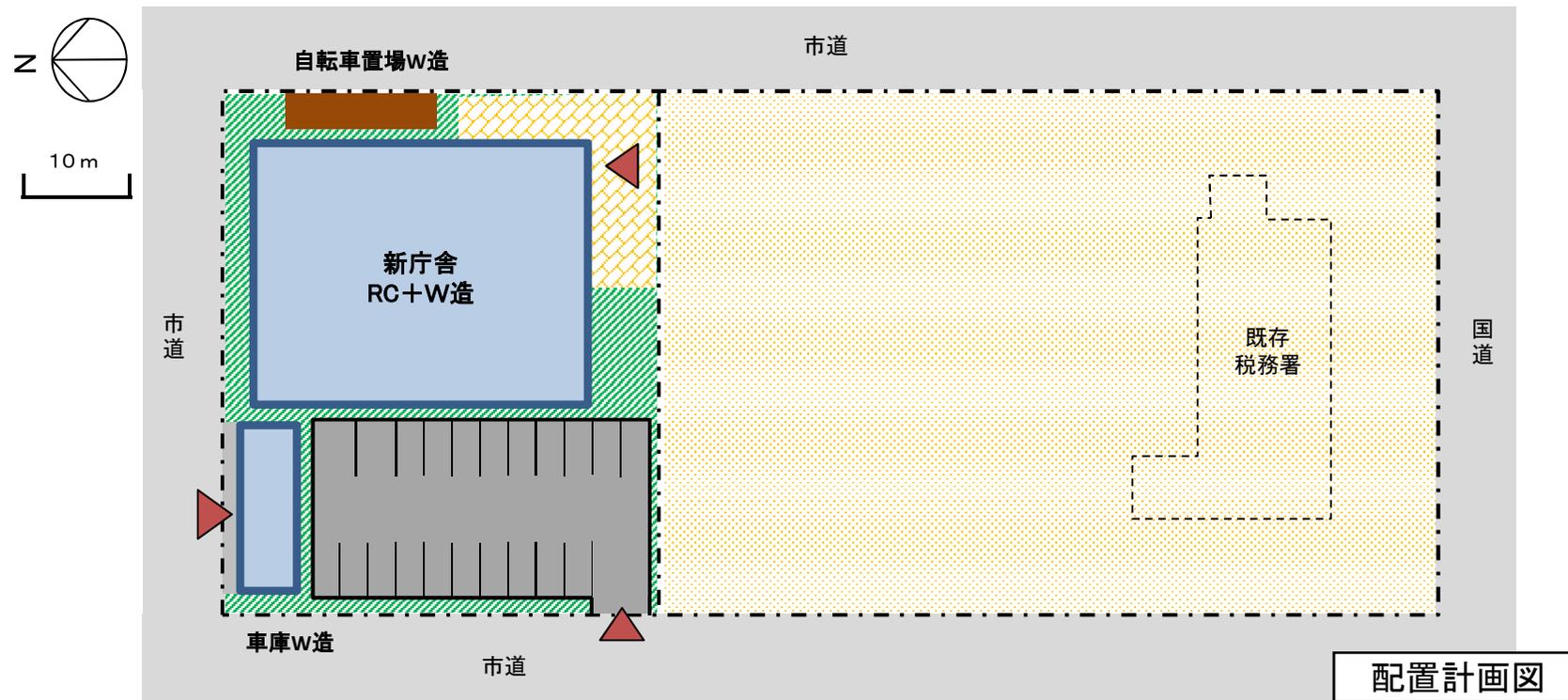
敷地：北海道名寄市西1条北1丁目11番地

1,844 m²

建物：鉄筋コンクリート造+木造 地上2階建て 延べ面積:1,116 m²

工事費：約7.6億円

事業期間：令和5年度～令和9年度



1. 事業概要 ～名寄税務署の業務概要、組織～

(5) 名寄税務署の業務概要

- ・国税庁、国税局の指導・監督のもとに、内国税の賦課・徴収を担当する執行機関である。
- ・管轄区域は、なよろし しべつし わっさむちょう けんぶちちょう しもかわちょう びふかちょう おといねつぶむら なかがわちょう名寄市・士別市・和寒町・剣淵町・下川町・美深町・音威子府村・中川町である。
(管轄区域面積:4, 197km²、人口:約6万人、法人数:約1千社、徴収決定済額:約90億円)

(6) 名寄税務署の組織

署長	
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の部署に関連する事務についての調整、申告書や各種届出書等の受付、情報公開や個人情報の開示等の請求の受付、税理士制度の運営、広報広聴事務、租税教育の推進 等 ・租税債権の管理事務、窓口として各種申告書及び申請書等の受付、各種用紙の交付、納税証明書の発行、国税の領収、国税に係る制度や手続に関する一般的な相談 等 ・国税の納付の相談、滞納処分 等
調査部門	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税や個人事業者の消費税等についての個別的な相談や調査、個人事業者向けの各種説明会、青色申告のための記帳指導・研修、法定調書などの資料情報の収集整理 等 ・相続税・贈与税、土地・家屋等を譲渡した時の所得税等についての相談・調査、路線価図等の閲覧 等 ・法人税、法人の消費税等、印紙税、酒税及び揮発油税等の個別的な相談や調査、酒税の相談や調査、酒類の製造・販売業の免許に関する事務 等

2. 事業計画の必要性 ～評点の算出～

(1) 評点の算出

○ 事業計画の必要性の評点 : 113点 \geq 100点

①老朽、②狭あい、③借用返還、④分散、⑤地域連携、⑥立地条件の不良、⑦防災機能に係る施設の不備、
⑧施設の不備及び⑨法令等の項目で評価を行う。

計画理由		評点	施設の状況
①	<u>老朽</u>	<u>100</u>	現存率:46%
②	狭あい	50	面積率:0.73
④	分散	40	同一敷地内に庁舎機能が分散
⑧	施設の不備	40	バリアフリー未対応



必要性の評点	113点
主要素×1.0	100
従要素×0.1	5
従要素×0.1	4
従要素×0.1	4

※下線は主要素を示す。

(注)現存率は、建物の老朽度を示す指標で、建築物の新築時を100%とする。

(注)面積率は狭あいの状況を示す指標であり、計画の必要性を評価する際に限り用いる。
必要延べ面積に対する現有延べ面積の充足率である。

2. 事業計画の必要性 ~老朽、狭あい~

(2) 老朽の現況

1) 現存率: 46%



2F北面外壁: ひび割れが発生し内部が腐食している



1Fエントランスホール内壁: カビが発生している



1F書庫: 漏水が多数発生している

(3) 狭あいの現況

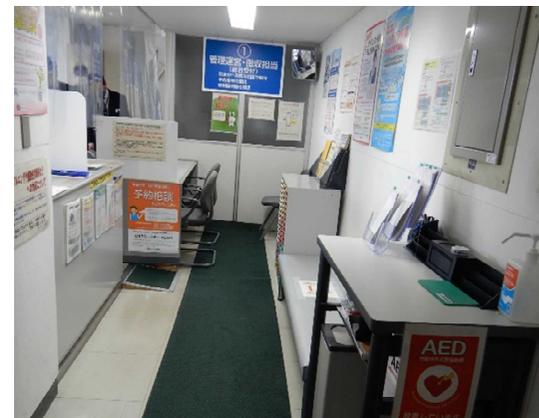
1) 面積率: 0.73



1F事務室: 打合せスペースがない



2Fサーバー室: 庁舎内書庫の不足により書類を保管せざるを得ない



1F事務室前通路: 応接スペースが無く、通路の一部を使用し、応接している

2. 事業計画の必要性 ~分散、施設の不備~

(4) 分散の現況

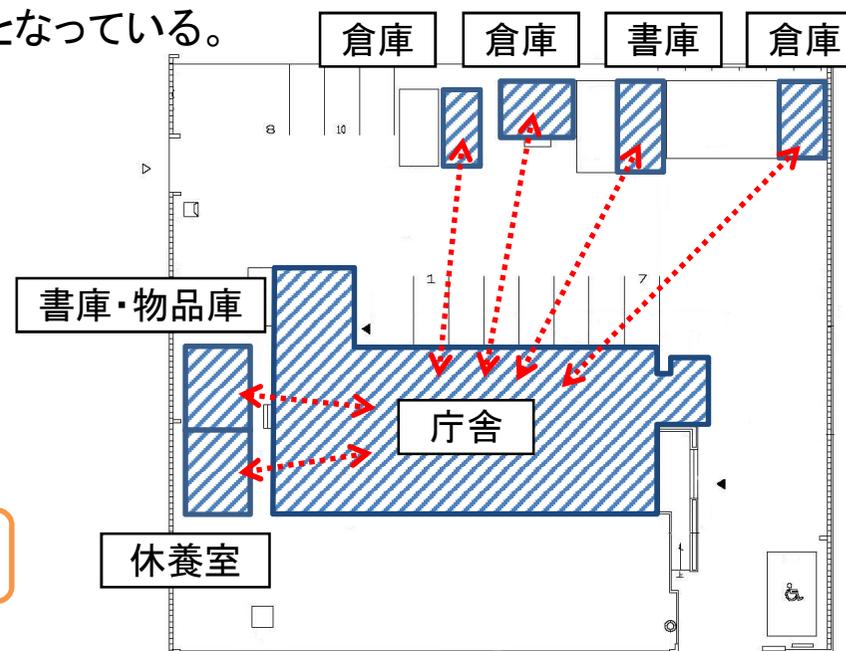
- ・書類や備品、用紙類及び会議や確定申告期に必要なとなる什器の保管場所が敷地内に分散しており、業務の支障となっている。



備品・用紙類を別棟に保管



什器を別棟に保管



(5) 施設の不備の現況

- ・バリアフリー未対応

階段蹴上げ、踏面寸法について建築物移動等円滑化誘導基準を満足出来ていない。



建築物移動等円滑化誘導基準に不適合

3. 事業計画の合理性

○ 事業計画の合理性の評点 : 100点 = 100点

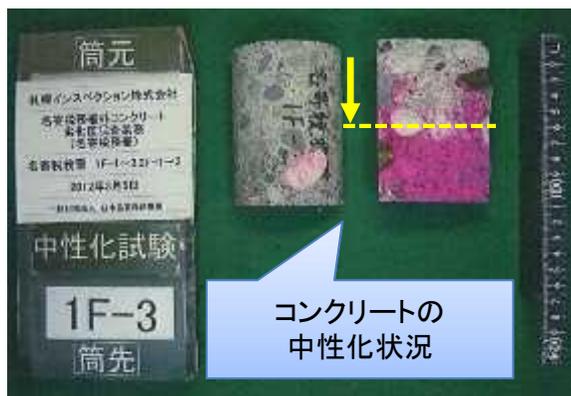
他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。

1) 賃借施設等について

— 名寄市内に必要面積に対応する賃借施設等は存在しないことから、賃借によることは困難である。

2) 既存庁舎の改修等について

— 築後62年を経過し、コンクリートの中性化が進んでおり、増築・改修によることは困難である。



1Fにおいて中性化部分が鉄筋位置に達している



1F基礎



1F外壁



外壁・基礎周りの随所に爆裂が見られる

4. 事業計画の効果 ～評点の算出～

○ 事業計画の効果(B1:業務を行うための基本機能)の評点 : 121点 ≥ 100点

分類	項目	係数	評価の根拠
イ 位置	① 用地の取得・借用	1.1	国として用地を保有
	② 災害防止・環境保全	1.0	自然的条件からみて災害防止・環境保全上の支障は全て技術的に解消できる見込み
	③ アクセスの確保	1.1	施設へのアクセスは良好
	④ 都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性	1.0	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合
	⑤ 敷地形状等	1.0	敷地形状及び接道状況が適切
イ ①×②×③×④×⑤ 計		1.21	
ロ 規模	① 建築物の規模	1.0	業務内容等に応じ、適切な規模を設定
	② 敷地の規模	1.0	建築物の規模及び業務内容等に応じ、適切な規模を設定
ロ ①×② 計		1.0	
ハ 構造	機能性(業務を行うための基本機能)	1.0	執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込み
ハ 計		1.0	
事業計画の効果の評点 イ×ロ×ハ×100		121点	

4. 事業計画の効果 ～施策に基づく付加機能～

○ 事業計画の効果 (B2: 施策に基づく付加機能)

施策に基づく機能が付加され、事業の効果の発揮が期待できる計画となっている。

分類	評価項目	確保する性能の水準	主な計画内容及び期待できる効果
社会性	地域性	官庁営繕の基本的性能基準に基づき、地域の特性について配慮されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■都市再生特別措置法に基づく名寄市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」内に位置しており、当該都市計画との整合を図る計画である。 ⇒地域に配慮した計画であり、地域性の効果が期待できる。
環境 保全性	環境保全性	官庁施設の環境保全性基準に基づき、特定事務庁舎を新築する場合以外の水準を満たしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■建築環境総合評価システム(CASBEE)による建築物の環境効率(BEE値) ≥ 1.0 の計画である。 ■BEI(※1) ≤ 0.6 の計画である。 ・躯体又は開口部を通した熱負荷の低減を図るため、高断熱、高气密となる材料・構法を採用する計画である。 ⇒環境負荷の低減等に配慮した計画であり、環境保全性の効果が期待できる。
	木材利用促進	公共建築物における木材の利用の促進のための計画に基づき、木造化、内装等の木質化が図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■木材利用計画(※2)における木造化(※3)の対象であり、木造化を図る計画である。 ■国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分の内装等の木質化を図る計画である。 ⇒木材利用に配慮した計画であり、木材利用促進の効果が期待できる。
機能性	ユニバーサルデザイン	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■建築物移動等円滑化誘導基準に適合する計画である。 ⇒施設の円滑な利用に配慮した計画であり、ユニバーサルデザインの効果が期待できる。
安全性	防災性	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震等に対する安全性に配慮した計画であり、防災性の効果が期待できる。 ⇒官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている

※1: 建築物省エネ法の一次エネルギー消費量に関する指標で、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。また、再生可能エネルギーに伴う一次エネルギー消費量の削減分を含めない。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除いたものをいう。

※2: 国土交通省「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(令和3年4月1日)

※3: 「木造化」とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

5. 評価(案)

事業計画の必要性	113 点 \geq 100点
事業計画の合理性	100 点 = 100点
事業計画の効果	121 点 \geq 100点

以上より、新規事業化が妥当である。